

令和 6 年 3 月 21 日

第 2 回南知多町議会定例会会議録

1 議 事 日 程

3 月 2 1 日（最終日）

- | | | |
|--------|----------|---|
| 日程第 1 | 議案第 8 号 | 町道路線の認定について |
| 日程第 2 | 議案第 9 号 | 辺地総合整備計画の変更について |
| 日程第 3 | 議案第 10 号 | 南知多町師崎港観光センター周辺整備運営事業基金条例の制定について |
| 日程第 4 | 議案第 11 号 | 南知多町師崎港駐車場事業基金条例及び南知多町師崎港駐車場事業特別会計設置に関する条例を廃止する条例について |
| 日程第 5 | 議案第 12 号 | 南知多町師崎港駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 6 | 議案第 13 号 | 南知多町漁港管理条例等の一部を改正する条例について |
| 日程第 7 | 議案第 14 号 | 南知多町内海港海岸環境整備施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 8 | 議案第 15 号 | 公の施設の指定管理者の指定について（内海海岸東浜小桝緑地） |
| 日程第 9 | 議案第 16 号 | 南知多町水道事業の設置等に関する条例及び南知多町漁業集落排水事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 10 | 議案第 17 号 | 南知多町水道事業給水条例及び南知多町水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 11 | 議案第 18 号 | 南知多町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 12 | 議案第 19 号 | 南知多町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 13 | 議案第 20 号 | 南知多町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 14 | 議案第 21 号 | 南知多町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 15 | 議案第 22 号 | 南知多町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について |

- 日程第16 議案第23号 南知多町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第24号 南知多町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第25号 令和5年度南知多町一般会計補正予算（第9号）
- 日程第19 議案第26号 令和5年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第20 議案第27号 令和5年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第21 議案第28号 令和5年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第22 議案第29号 令和5年度南知多町水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第23 議案第30号 令和6年度南知多町一般会計予算
- 日程第24 議案第31号 令和6年度南知多町国民健康保険特別会計予算
- 日程第25 議案第32号 令和6年度南知多町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第26 議案第33号 令和6年度南知多町介護保険特別会計予算
- 日程第27 議案第34号 令和6年度南知多町水道事業会計予算
- 日程第28 議案第35号 令和6年度南知多町漁業集落排水事業会計予算
- 日程第29 請願第1号 「「マイナ保険証」の不安が除かれるまで、紙の健康保険証の存続を求める意見書」の採択を求める請願
- 日程第30 発議第1号 南知多町議会委員会に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第31 閉会中の継続審査（調査）について

2 会議に付した事件 議事日程に同じ

3 議員の出欠席状況

出席議員（11名）

1番 森 宏 子
 3番 鈴 木 浩 二
 5番 小 嶋 完 作
 7番 石 垣 菊 蔵
 10番 吉 原 一 治
 12番 石 黒 充 明

2番 山 本 優 作
 4番 片 山 陽 市
 6番 内 田 保
 8番 服 部 光 男
 11番 榎 戸 陵 友

欠席議員（１名）

９番 藤井満久

４ 説明のため出席した者の職・氏名

町長	石黒和彦	副町長	高田順平
総務部長	大岩幹治	総務課長	坂口増和
防災危機管理室長	石黒俊光	税務課長	内田純慈
企画財政課長	滝本功	成長戦略室長	山本剛資
建設経済部長	滝本恭史	建設課長	山本剛
産業振興課長	奥川広康	水道課長	山下哲矢
厚生部長	相川和英	住民福祉課長	田中直之
保険年金室長	山下忠仁	環境課長	富田和彦
健康介護課長	坂本有二	健康子育て室長	大久保美保
教育長	高橋篤	教育部長	鈴木淳二
学校教育課長	鈴木和芳	社会教育課長	森崇史
会計管理者 兼会計課長	山本有里		

５ 職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	田中達也	書記	松本満砂
書記	山下英将		

〔 開議 9時30分 〕

○議長（鈴木浩二君）

皆さん、おはようございます。

去る3月5日の本会議におきまして、各委員会に付託されました重要案件につきましては、慎重審査をいただきまして誠にありがとうございました。

ここで、発言する方に申し上げます。

聞き取りにくい場合がありますので、発言に際し、マスクを外し発言をしてください。

ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付したとおりであります。日程に従い、議案の審議を逐次行ってまいりますので、よろしくお願いいたします。

日程第1 議案第8号 町道路線の認定について

○議長（鈴木浩二君）

日程第1、議案第8号 町道路線の認定についての件を議題といたします。

本件に関し、総務建設委員長の報告を求めます。

榎戸総務建設委員長。

○総務建設委員長（榎戸陵友君）

ただいま上程されました議案第8号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

当委員会は、去る13日、6人の委員の出席の下に委員会を開催し、本議案の審査を行いました。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

新たに町道として認定する旧県道からの移管に際し、県に対し不具合箇所の補修工事は依頼したか。答弁としまして、側溝やガードレールなど老朽化による補修が必要な箇所は修繕を依頼し、完了後に確認の上、移管となります。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（鈴木浩二君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

通告がございませんので、討論を終結いたします。

これより議案第８号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第２ 議案第９号 辺地総合整備計画の変更について

○議長（鈴木浩二君）

日程第２、議案第９号 辺地総合整備計画の変更についての件を議題といたします。

本件に関し、総務建設委員長の報告を求めます。

榎戸総務建設委員長。

○総務建設委員長（榎戸陵友君）

ただいま上程されました議案第９号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑としまして、辺地総合整備計画は実施の可能性がある事業を計上する計画と考えるが、どのような考えで減額したのか。答弁としまして、計画の最終年度であるため、事業内容を精査した上で実施の可能性がある事業については次期計画に先送りしたことで減額としました。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（鈴木浩二君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

通告がございませんので、討論を終結いたします。

これより議案第9号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第10号 南知多町師崎港観光センター周辺整備運営事業基金条例の制定について

○議長（鈴木浩二君）

日程第3、議案第10号 南知多町師崎港観光センター周辺整備運営事業基金条例の制定についての件を議題といたします。

本件に関し、総務建設委員長の報告を求めます。

榎戸総務建設委員長。

○総務建設委員長（榎戸陵友君）

ただいま上程されました議案第10号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑としまして、基金の処分について、基金の目的を達成する場合に限り処分するとの記載があるが、具体的にはどのような経費を想定しているか。答弁としまして、既存立体駐車場の管理運営に係る費用のほか、師崎港観光センター及び新立体駐車場の整備及び管理運営、臨時駐車場シャトルバス運行等に係る経費を想定しています。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（鈴木浩二君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

通告がございませんので、討論を終結いたします。

これより議案第10号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第11号 南知多町師崎港駐車場事業基金条例及び南知多町師崎港駐車場事業特別会計設置に関する条例を廃止する条例について

○議長（鈴木浩二君）

日程第4、議案第11号 南知多町師崎港駐車場事業基金条例及び南知多町師崎港駐車場事業特別会計設置に関する条例を廃止する条例についての件を議題といたします。

本件に関し、総務建設委員長の報告を求めます。

榎戸総務建設委員長。

○総務建設委員長（榎戸陵友君）

ただいま上程されました議案第11号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（鈴木浩二君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

通告がございませんので、討論を終結いたします。

これより議案第11号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第12号 南知多町師崎港駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（鈴木浩二君）

日程第5、議案第12号 南知多町師崎港駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

本件に関し、総務建設委員長の報告を求めます。

榎戸総務建設委員長。

○総務建設委員長（榎戸陵友君）

ただいま上程されました議案第12号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（鈴木浩二君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

通告がございませんので、討論を終結いたします。

これより議案第12号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第 6 議案第13号 南知多町漁港管理条例等の一部を改正する条例について

○議長（鈴木浩二君）

日程第 6、議案第13号 南知多町漁港管理条例等の一部を改正する条例についての件
を議題といたします。

本件に関し、総務建設委員長の報告を求めます。

榎戸総務建設委員長。

○総務建設委員長（榎戸陵友君）

ただいま上程されました議案第13号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（鈴木浩二君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

通告がございませんので、討論を終結いたします。

これより議案第13号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第 7 議案第14号 南知多町内海港海岸環境整備施設の設置及び管理に関する条

例の一部を改正する条例について

○議長（鈴木浩二君）

日程第7、議案第14号 南知多町内海港海岸環境整備施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

本件に関し、総務建設委員長の報告を求めます。

榎戸総務建設委員長。

○総務建設委員長（榎戸陵友君）

ただいま上程されました議案第14号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑としまして、第6条の利用の制限において、施設の利用や行為に対し、町長はどのような条件で許可をするのか。答弁としまして、地元区や漁協、観光協会などの関係団体と協議の上、許可決定いたします。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（鈴木浩二君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

通告がございませんので、討論を終結いたします。

これより議案第14号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第15号 公の施設の指定管理者の指定について（内海海岸東浜小柵緑地）

○議長（鈴木浩二君）

日程第8、議案第15号 公の施設の指定管理者の指定について（内海海岸東浜小桧緑地）の件を議題といたします。

本件に関し、総務建設委員長の報告を求めます。

榎戸総務建設委員長。

○総務建設委員長（榎戸陵友君）

ただいま上程されました議案第15号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑としまして、事業者選定に当たって実施したプロポーザル審査の結果はどのように周知したか。答弁としまして、町ホームページにて公表しています。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（鈴木浩二君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

通告がございませんので、討論を終結いたします。

これより議案第15号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第16号 南知多町水道事業の設置等に関する条例及び南知多町漁業集落排水事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（鈴木浩二君）

日程第9、議案第16号 南知多町水道事業の設置等に関する条例及び南知多町漁業集

落排水事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

本件に関し、総務建設委員長の報告を求めます。

榎戸総務建設委員長。

○総務建設委員長（榎戸陵友君）

ただいま上程されました議案第16号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（鈴木浩二君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

通告がございませんので、討論を終結いたします。

これより議案第16号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第17号 南知多町水道事業給水条例及び南知多町水道事業の布設工事
監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（鈴木浩二君）

日程第10、議案第17号 南知多町水道事業給水条例及び南知多町水道事業の布設工事
監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題と
いたします。

本件に関し、総務建設委員長の報告を求めます。

榎戸総務建設委員長。

○総務建設委員長（榎戸陵友君）

ただいま上程されました議案第17号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑としまして、法律の改正に伴い、水道技術管理者の資格要件について、登録を受ける大臣に変更があるが、従前の大臣に登録を受けた者はどのような扱いになるか。答弁としまして、前の大臣により既に登録を受けた者は資格要件を満たしています。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（鈴木浩二君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

通告がございませんので、討論を終結いたします。

これより議案第17号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第18号 南知多町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

日程第12 議案第19号 南知多町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（鈴木浩二君）

日程第11、議案第18号 南知多町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関

する条例の一部を改正する条例について、日程第12、議案第19号 南知多町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についての2件は、関連がありますので一括議題といたします。

以上2件に関し、総務建設委員長の報告を求めます。

榎戸総務建設委員長。

○総務建設委員長（榎戸陵友君）

ただいま上程されました議案第18号及び議案第19号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（鈴木浩二君）

これより順次委員長の報告に対する議事を進めます。

最初に、議案第18号の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより議案第18号の討論に入ります。

本件に対する反対討論の発言を許します。

6番、内田保議員。

○6番（内田 保君）

それでは、議案第18号 南知多町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、議員報酬引上げに反対の立場を表明し、問題提起をいたします。

第1の問題は、広く町民の声を聞いていないのではないか、住民自治の立場から住民と共有する意見交換の場が弱いというふうに考えます。提案説明では、報酬審議会で3%の引上げを決めたから引き上げることですが、町長は委嘱した7人でそのように単純に決めていいかという問題です。あくまでも答申です。これまで7人の審議会委員の方々は、どれだけ議会を傍聴し、観察されているでしょうか。

半田市は毎年審議会を開催し、議員特別職の報酬をチェックしています。独自の判断で、保留、引上げ、引下げを判断しております。南知多町のように突然開く審議会は、どうしても町長からの一方的な親方日の丸的な意見に傾きがちになるのではないかと、いうことを懸念します。

この問題は単なるお金の問題ではなく、議会改革として地域民主主義の徹底に関わる問題です。住民自治をどのように作り出すかということから議論を出発することが必要です。そのために町民の意見を広く聞く機会の設定が必要と考えます。審議会はあくまでも一つの意見を表明したにすぎません。

無投票の問題、女性議員の参加促進の問題、議会としての行政の監視機能強化と政策提言の問題、様々な問題が問われております。とりわけ議会議員としてのポリシーの問題も問われます。審議会は様々な視点から議会調査をすべきです。僅か12月と1月の2回の審議会で結論を出すのは拙速で、住民の理解を得られません。

議員報酬、特別職給与問題を切り口として、さきの無投票問題など今の町政の課題、議会改革の課題を公開討論して、町民の中で地方自治の在り方の意識を広く共有する中で問題提起し、議論することで、何のための議会か議員かが問われ、報酬の必要性も理解されるのではないのでしょうか。

僅か2回の報酬審議会の中で、まともな引上げ額の審議は1月22日の議論があるだけです。その中では3%の引上げでなく、1.5%でもいいとの考えも表明されています。ほかの市町との比較では審議が曖昧です。東海市の引上げ率は0.36から0.43です。

町民の中には、議員はヨーロッパのようにボランティアでやるべき。いや、それでは議員の成り手がいないよ。ほかの市町に比べれば低いから引き上げるべき。いや、他の市町と比べなくてもいい。実態から見て、なぜ引き上げるなどの声を真摯に聞き、今の南知多町の議会の活動の実態を示し、引上げが必要かどうか、議会活動の在り方を町民全体で問題提起して考える機会を設定することが必要です。住民自治促進の立場からも総合的な理解が必要です。それらが丁寧にやられておりません。

第2の問題点は、議会としてのポリシーはどうあるべきかの問題です。

ただ、審議会結果をそのまま受け入れるのではなく、私たち町会議員は主体的に考えを、そのような引き上げるだけの活動をしているのか。今、私たち議員は報酬の引上げを受け入れる資格があるのかが問われております。私たちにその資格と活動はあるのでしょうか。

報酬だけもらって何もやっていないじゃないかの声が実際に聞かれます。実際、本年度6月議会の一般質問では、武豊町では、16人中議長を除く15人全員、美浜町では12人中6人、東浦町でも16人中13人、阿久比町でも10人中7人で、少なくとも半数以上が質問に立っております。しかし、南知多町は12人中僅か2人でした。さすがに、ある町民の方から石垣元議長に対して、つまり南知多町議会に対して質問が寄せられました。元石垣議長も丁寧に回答しております。

12月の議会は5人の一般質問になりましたが、ほかにも様々な活動実績に対する課題が、私たち議員には町民の皆さんから突き上げられております。まさに議員報酬の問題は、議会についての住民の理解を促進し、直接議会活動を担う議員の在り方の姿勢こそが問われていると考えます。もっと住民との対話の機会を設定し、報酬問題を提起することが必要と考えます。

第3の問題は、町枠予算方式、予算抑制方針の下、議員の報酬問題についてどのように考えるべきか明確にされておられません。財政が厳しい折、それを妥当性が明確にされていない中で、共有されていないという問題です。

平成31年に町村議会議長報酬在り方委員会が、町村議会の議員の報酬などの在り方の最終報告を出しております。

議員の報酬の考え方について極めて参考になり、報酬審議会としても研究すべき内容です。そこには報酬の算定方式として、首長の給料を基にした上で議員の実働日数を比較する原価方式、そして類似団体実績を比較する、比較方式、そして議員の活動成果を重視する収益方式、この3つがあります。

成果方式や比較方式の類似団体方式では、参考にはなるが、報酬を根拠づけることは弱いと結論づけております。なじまないとして原価方式を主に紹介しております。

原価方式というのは、A領域として本会議・委員会活動の議員活動の日数・時間、B領域として議会活動・議員活動に付随した質問や議案に対する調査活動の日数・時間、C領域として集団視察、政務調査、議案精読、質問作成、個人視察などの時間・日数、そして最後のX領域として議員に係る住民活動として住民から受ける各種相談、各種団体の出席、自治体主催の行事への参加の時間数などをカウントし、首長、副市長、教育長の平均活動日数と比較し、エビデンスとして議事録や報告書のアンケート等を活用し、その割合に基づき、市長の給料から議員の報酬を割り出す方法です。

この報告書では、若い議員への配慮の報酬改善例も報告されております。例えば長崎

県の小値賀町では、年齢によって議員報酬額を区分する条例を制定しております。月額18万円だそうです。議員報酬を50歳以下に限り30万円に引き上げるというものです。まちづくりには、働き盛りの人たちの視点が重要との視点からです。議員の高齢化や無投票当選の増加を考慮した、意欲的な取組として紹介しております。

議員報酬に関わる問題は、住民自治、二元代表制を効果的に発揮させるための重要な問題です。引き上げるとしても、徹底した報酬審議会での議論、客観的な根拠と町民の理解の共有がまず求められるはずです。それが足りません。議員にとってみれば上げていただけるのはありがたい話ですが、住民理解と同時に、とても今の状態では議員報酬を引き上げる根拠は不明確です。賛成できません。

○議長（鈴木浩二君）

次に、賛成討論に入ります。

山本優作議員から賛成討論の通告があります。

本件に対する賛成討論の発言を許します。

2番、山本優作議員。

○2番（山本優作君）

それでは、議長のお許しを得ましたので、議案第18号について賛成の立場から討論させていただきます。

私たち議会議員は選挙によって選ばれます。しかし、日本全国に目を向けてみますと、地方議員の総数は定員割れの状態です。地方議会における課題の一つとして、議員の成り手不足が全国的にも深刻化しています。特に新型コロナウイルス対策などの諸問題については、市町村がその対策など中心的な役割を担いました。これに対応するため、各地で臨時会が開催され、地方議会の重要性が増大しています。

私は現在2期目となりますが、この2期目については選挙が行われておらず、無投票当選によるものです。令和元年の地方統一選挙においては、愛知県幸田町をはじめとした全国8町村で立候補者が定数に達しておらず、定員割れが起きました。また、令和5年4月の統一地方選挙においても、愛知県内では蟹江町をはじめとした2町で無投票当選となっています。このように、全国的に見ても立候補者の減少により無投票当選の割合も増えています。

2つ目の課題としては、政治に対する無関心です。国政選挙をはじめとした選挙が行われるたびに、投票率の低さが問題視されています。選挙に行っても意味がない、選挙

に行っても何も変わらないでは、この国の行き先にも大きな不安が残ります。

しかし、私たち地方議員は、身近な生活に関わる多くの問題を扱っており、地方議会に女性や多様な感性を持つ人が参画することで、私たちの暮らしそのものを大きく変えることとなります。よって、多くの人たちに政治に関心を持ってもらい、地域を変えるという機運を今以上に醸成させる必要があります。

このため、本町議会においては、令和5年12月定例会で南知多町議会委員会に関する条例の出席の特例についての一部改正を行い、育児や介護等のやむを得ない事由により委員会に出席できないときはリモートにて会議に出席できるよう改めることで、若者や女性などの幅広い人材の確保につなげようと努力しています。

3つ目の課題として、低水準な議員報酬です。本町における議員報酬の平均は約25万円です。本町のような小規模な自治体の議員は高齢化が進んでおり、若い議員や女性議員が非常に少ない状況となっています。全国的に見ても、専門の議員は全体の約2割程度しかいません。特に若い世代や子育て世代では生活そのものが困難となり、報酬面においても議員に立候補した人たちの生活をどう保障するかが課題となっています。

こうした3つの課題である議員の成り手不足、政治に対する無関心、低水準な議員報酬への解決策として、立候補しやすい環境の整備をすること、デジタルの活用によって多様な住民が議会に関わる機会を増やすこと、報酬の増額については町民の理解が得られにくい事情もありますが、今回の議員報酬の改定については、今後の南知多町議会が多様な人材により活性化する一石となることを願うとともに、議員報酬についての議論が正しく行われることにつながる布石ともなることから賛成とするものです。

最後に、同僚議員の御賛同を心よりお願いいたしまして、賛成討論といたします。どうぞよろしくお願いします。

○議長（鈴木浩二君）

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第18号の件を採決します。採決は電子採決により行います。採決システムを起動します。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをお押し願います。

表決漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

表決漏れがあります。賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをお押し願います。

表決漏れなしと認め、確定いたします。

賛成 9 人、反対 1 人、賛成多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより議案第19号の討論に入ります。

本件に対する反対討論の発言を許します。

6 番、内田保議員。

○ 6 番（内田 保君）

それでは、議案第19号 南知多町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、反対の立場から討論いたします。

町長、副町長、教育長の給与を引き上げる条例には反対であります。

ネット調査によれば、2023年度の南知多町の町長給与は、月額77万1,000円で年額1,323万5,160円です。1,788自治体中1,399位です。2023年度の最高額は、月額で159万円の横浜市長、最下位は秩父市長の8万8,000円です。ちなみに名古屋市長は月額50万円、年額600万円で1,768位です。

比較論で言えば、武豊町は87万円、美浜町長は80万円、東浦町長は87万円、阿久比町長は82万円で、確かに南知多町長は知多半島の町の町長としては一番低い額で、今回の2万円の引上げでも変わりません。この処遇をどう考えるのか。町民に対して、やはりもっと説明が必要です。

反対の理由は、まず基本的に先ほど述べた議員報酬の問題と同じところがありますが、自治体比較論で解決する問題ではありません。報酬審議会の議論は、比較論と4億円のふるさと納税実現等の成果論に陥っております。報酬審議会には公開の議員も存在せず、お手盛りの審議会になっているのではないのでしょうか。

一番の問題は、トップリーダーとしての役割と職責は、まさに今の町財政の最高の責任者としてどのように考えるかという問題が町民全体で議論されておられません。町民に

3%引上げで、町長の2万3,000円引上げ額79万4,000円にする合意、副町長の1万8,000円引上げで月額62万1,000円にする合意、教育長の1万7,000円引上げで月額57万円にする合意が、どれだけ広く町民の理解が得られているのでしょうか。

知多半島の他市町でも報酬審議会が開かれておりますが、半田市、大府市、知多市は据置きの方針であり、東海市は人事院勧告を基本にした平均0.3%引上げ額は、約2,000円の引上げであります。常滑市は平成31年に引き上げた3%、引き上げて戻すとの答申をしております。東浦町、美浜町、武豊町では開かれておりません。

南知多町の1月の報酬審議会でも0.3%以上引き上げればいいという意見もありました。過去との比較、他市町比較論に陥ってはいませんか。引上げで237万7,680円の負担は、町民への新たな負担です。町民の皆さんに理解されているのでしょうか。

また、町長は今回の予算審議の方針で、枠予算を各課に設定し、公共施設再配置を見通し、また学校建設、観光船整備、駐車場建設に向けて厳しい南知多町財政の抑制方針を示しております。トップリーダーとして、報酬審議会の答申はありがたい答申ですが、受け入れていいと考えるのでしょうか。

コロナ禍、物価高において町民の生活は苦しく、民間給与との連動とはいえ、町長や議会等の報酬を値上げすることについては、町民の理解が不可欠です。町長は、今回の令和6年度予算編成方針では、さらに歳出抑制に向け知恵と工夫を凝らし、常に最少の経費で最大の効果を上げるよう努め、課題を克服するために、住民サービスの低下につながる重要な補助金の見直しや人件費の削減にも踏み込まざるを得ない。危機感を共有し、職員一人一人がコストの意識を持って取り組むようと述べております。また、住民の理解と協力を得ながら持続可能な行財政運営を実現するため、慣例にとらわれることなく、真に必要な施策を予算重点配分されるとしています。

歴史的な町長の給与は、2006年までは73万2,600円でした。2007年から2010年までの3年間は、56万9,800円です。そして、なぜか2011年だけ81万4,000円となっております。そして、石黒町長が就任されて、2011年にたしか町長になったと思いますが、2012年から2014年の3年間ですが、73万2,600円としております。

そして、2015年から今回の2023年までの9年間で現在の77万1,000円です。この9年間は報酬審議会は一度も開いておりません。今回、引上げに関わる3%の町民負担増は、先ほど述べたように237万7,680円です。町長は、問題ないと町民の皆さんが考えておられると思っているのでしょうか。南知多町のトップリーダーとして、判断が厳しく問わ

れます。私はそう思いません。上げるとしても東海市の人勧レベルではないですか。

3%は高過ぎます。町民の目線で考えれば反対せざるを得ません。

○議長（鈴木浩二君）

次に、賛成討論に入ります。

山本優作議員から賛成討論の通告があります。

本件に対する賛成討論の発言を許します。

2番、山本優作議員。

○2番（山本優作君）

それでは、議長のお許しを得ましたので、議案第19号について賛成の立場から討論させていただきます。

南知多町特別職報酬等審議会から令和6年1月22日付の特別職の報酬等についての答申を受け、南知多町長、副町長及び教育長の給料及び報酬の額並びに改正の実施時期が示されたことについて、賛成の立場を表明するものです。

その理由といたしましては、令和5年8月の人事院勧告で、月例給、ボーナスともに上げが行われ、初任給については、平成2年以来となる1万円を超える上げが行われるなど、日本経済全体では緩やかであるが景気の改善傾向が見られること。南知多町の特別職の報酬等は、平成26年度の特別職報酬等審議会では上げを実施したが、他の郡内4町と比較するとなお低い水準となっていること。町長就任後、人口減少をストップ、日本一住みやすいまちづくりへの施策を推進し、様々な実現への努力をされており、業務も複雑多様化しており、士気高揚のためにも格差是正をして取組強化を図ってほしいという願いもあり、町長、副町長及び教育長の給料並びに町議会議員の報酬額を引き上げることが適当であると認められたものであること。

また、今後の複雑多様化する住民の要望に応え、今後ともその職務により一層精励され、住民サービスと公共福祉の増進に努力されることを要望するとともに、その実施時期は令和6年4月1日が適当であると決定したものであるとの答申を受けたことから、議案第19号について賛成をするものです。

なお、附帯意見として、南知多町特別職報酬等審議会は、平成26年度以来開催されておらず、今回の審議会までの間に町を取り巻く環境は大きく変動している。情勢の変化に的確に対応するため、今後の審査会については、2年から3年間隔で開催することを望む。また、議員定数や議会運営の見直しも併せて行うことを望むとされたことを申し

添えます。以上でございます。

○議長（鈴木浩二君）

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第19号の件を採決します。採決は電子採決により行います。採決システムを起動します。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをお押し願います。

表決漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

表決漏れなしと認め、確定いたします。

賛成9人、反対1人、賛成多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第20号 南知多町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（鈴木浩二君）

日程第13、議案第20号 南知多町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

本件に関し、総務建設委員長の報告を求めます。

榎戸総務建設委員長。

○総務建設委員長（榎戸陵友君）

ただいま上程されました議案第20号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（鈴木浩二君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより議案第20号の討論に入ります。

本件に対する賛成討論の発言を許します。

6 番、内田保議員。

○6 番（内田 保君）

それでは、議案第20号 南知多町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例に賛成いたします。

この条例改正は、南知多町約140人以上の会計年度任用職員に勤勉手当を創設するもので、私も何度も非正規職員の労働条件の改善について申入れをしてきました。今回、全国的にも実施するものです。国の法改正もあり、全国的な改善策が取られ、南知多町でも同一賃金、同一労働、正規職員との均等待遇の実現の道に一步近づく条例改正で賛成するものです。

もともと地方公務員の非正規化は限られた職種しかありませんでした。しかし、1990年以降の自民党・公明党の新自由主義政策の地方公務員削減安上がり政策を押しつけ、様々な形で正規職員が解雇され、そして非正規職員に押しつけられました。

本来、役場の仕事というのは、正規職員としてゆとりをもって住民サービスに当たるのは当たり前です。地方交付税削減や補助金削減等で南知多町でも正規職員は現在192名、非正規職員は140名以上のゆがんだ職員体制になっております。ぜひともこの問題は国を挙げて改善していただきたい。そして、南知多町としてもさらなる努力をお願いしたいと思うものです。

さらなる職場の非正規職員の権利を守るために、次の点の改善もお願いするものです。

1つ目は、勤勉手当が今回出されるわけですが、そこには成績率の導入が国から示されております。しかし、小さな南知多町で、僅かに選び出すことは問題です。良好でない方をあえて選び出さないようにしていただきたい。

2つ目は、人事院勧告の4月遡及を、他市町のように非正規職員にもぜひ南知多町で実現してください。

3つ目は、3年の再度任用は、総務省3月23日付の通知で、前の任期における勤務実態を考慮して選考を行うことを可能としております。公募は絶対ではない立場で対応していただきたい。そして、任用期間を2回まででなく、地域の実情に応じ適切に対応さ

れたいとするさきの総務省通知があります。一方的に雇用拒否をせず、本人の意向を尊重した雇用確保をお願いすることです。さらなる会計年度任用職員の働く権利の確保を願って、賛成討論といたします。

○議長（鈴木浩二君）

次に、反対討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第20号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第21号 南知多町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（鈴木浩二君）

日程第14、議案第21号 南知多町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

本件に関し、総務建設委員長の報告を求めます。

榎戸総務建設委員長。

○総務建設委員長（榎戸陵友君）

ただいま上程されました議案第21号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（鈴木浩二君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

通告がございませんので、討論を終結いたします。

これより議案第21号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第22号 南知多町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例 について

○議長（鈴木浩二君）

日程第15、議案第22号 南知多町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
についての件を議題といたします。

本件に関し、総務建設委員長の報告を求めます。

榎戸総務建設委員長。

○総務建設委員長（榎戸陵友君）

ただいま上程されました議案第22号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（鈴木浩二君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

通告がございませんので、討論を終結いたします。

これより議案第22号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第23号 南知多町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（鈴木浩二君）

日程第16、議案第23号 南知多町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

本件に関し、文教厚生委員長の報告を求めます。

石垣文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（石垣菊蔵君）

ただいま上程されました議案第23号に対する審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

当委員会は、去る11日、全委員の出席の下に委員会を開催し、本議案の審査をいたしました。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑としまして、賦課限度額の引上げにより窓口負担は増えるのか。答弁としまして、影響はありません。

慎重審査の上、採決の結果、挙手多数であったため、委員長の採決により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（鈴木浩二君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより議案第23号の討論に入ります。

本件に対する反対討論の発言を許します。

6 番、内田保議員。

○6 番（内田 保君）

それでは、議案第23号 南知多町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、反対の立場から討論いたします。

国の2024年度の国民健康保険の年間保険料に関して、上限を2万円引き上げる方針の下、今回の後期高齢者支援分の上限枠2万円の引上げ条例改正がされております。反対します。

医療の基礎賦課額及び後期高齢者支援金賦課額と介護納付金賦課額を合わせた上限額は、106万円になります。今回は、医療分のうち後期高齢者支援金の上限が22万円から24万円に引き上げられるものです。2022年度は、上限が3万円に引き上げられました。2023年度は上限が2万円引上げが実施され、3年連続の値上げです。

本来は、国が知事会の提言どおり約1兆円程度を入れて、誰でもお世話になる命を守る国民健康保険制度の維持こそ行政の役割です。今回の3年連続引上げは、国民健康保険制度の維持を圧迫するものです。後期高齢者支援金分の2万円限度額引上げは、国民健康保険制度の矛盾を増大するもので、条例の改正は認められません。以上です。

○議長（鈴木浩二君）

次に、賛成討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第23号の件を採決します。採決は電子採決により行います。採決システムを起動します。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをお押し願います。

表決漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

表決漏れなしと認め、確定いたします。

賛成9人、反対1人、賛成多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。再開は10時40分といたします。

なお、休憩中は議場の窓を開け換気を行いますので、御協力をお願いします。

〔 休憩 10時27分 〕

〔 再開 10時40分 〕

○議長（鈴木浩二君）

休憩を解きまして、本会議を再開いたします。

日程第17 議案第24号 南知多町介護保険条例の一部を改正する条例について

○議長（鈴木浩二君）

日程第17、議案第24号 南知多町介護保険条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

本件に関し、文教厚生委員長の報告を求めます。

石垣文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（石垣菊蔵君）

ただいま上程されました議案第24号に対する審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、介護保険給付準備基金の取崩し額を増やし、介護保険料を据え置くことはできないか。答弁としまして、将来、安定的な事業運営ができるよう基金取崩し額を決定し、保険料額を算定しています。

次の質疑としまして、第8期介護保険事業計画では基金を取り崩す計画になっていたが、結果的に積み上がっている。第9期計画でも同様に積み上がる懸念があるが、どうか。答弁としまして、適正な給付費や認定者数等の見込みにより算定しているため、第9期計画中は基金が積み上がることは考えていません。

慎重審査の上、採決の結果、挙手多数であったため、委員長の採決により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（鈴木浩二君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより議案第24号の討論に入ります。

本件に対する反対討論の発言を許します。

6 番、内田保議員。

○6 番（内田 保君）

それでは、議案第24号 南知多町介護保険条例の一部を改正する条例について、反対の立場から討論いたします。

まず、第9期計画で応能負担を12段階から15段階まで拡大し、低所得者の介護保険利用料を引き下げる提案には、これは大いに賛成できるものです。しかし、保険料を200円引上げで第5基準額5,200円にすることは、今回の第9期介護保険制度の改悪につながり、介護保険を利用しにくくするもので反対いたします。

今回の第9期計画は、介護保険料の200円の引上げには基金の投入がまず少な過ぎます。今回の基金約2億2,000万円のうち、7,250万円のみしか投入しないとしております。この決定と実行は問題ではないでしょうか。もっと投入し、現状維持の5,000円の維持が実現できたはずです。

既に前第8期計画時では、2020年の基金1億9,563万円のうち、1億2,030万円を取り崩して現行の5,000円を維持いたしました。その後、2021年度は、最初、基金の残額は7,533万円のみでしたが、しかし、同じ年の2021年度末の基金残高は2億990万2,000円になりました。2年目には2022年度末でも2億2,978万円、約2,000万円積み上がっております。本年度2023年度末は、約2億2,000万円以上になっております。前回と同じ1億2,000万円の基金を投入ならば、現状維持の計画もできたはずであります。

介護保険法の129条は、介護保険料は、おおむね3年を通じ財政の均衡を保つことができるものでなければならないとして定め、厚労省の介護保険課の資料2008年12月25日付では、本来は当該基金が造成された期における被保険者に還元されるべきものであり、基本的には次期計画期間において歳入として繰り入れるべきものであるとしています。

したがって、今回の町当局の運用計画は、介護保険法に逸脱する計画です。基金が余ったときは、法律にのっとって介護保険制度を運用し、保険料を下げるべきです。南知多町は、前回8期の基金投入率は61.5%でした。今回は33%程度に下がっております。

名古屋市、一宮市、刈谷市、安城市は100%基金を入れています。半田市も99.2%入

れております。今回、基金をしっかり投入し、美浜町では5,100円の基準額を4,600円に引き下げております。南知多町でも今後3年間で亡くなられる方も多くおられると思います。おおむね3年間の財政均衡を求める介護保険法の精神をしっかりと守るべきであります。町民の利益を最大限に考えない介護保険計画の条例改正には反対いたします。

○議長（鈴木浩二君）

次に、賛成討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第24号の件を採決します。採決は電子採決により行います。採決システムを起動します。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをお押し願います。

表決漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

表決漏れなしと認め、確定いたします。

賛成9人、反対1人、賛成多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第25号 令和5年度南知多町一般会計補正予算（第9号）

○議長（鈴木浩二君）

日程第18、議案第25号 令和5年度南知多町一般会計補正予算（第9号）の件を議題といたします。

本件に関し、各委員長の報告を求めます。

石垣文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（石垣菊蔵君）

ただいま上程されました議案第25号のうち、当委員会に付託されました所管事項の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、順次各課、室ごと、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

学校教育課関係について。

質疑としまして、採用できなかった会計年度任用職員は、どの学校でどのような職種か。また、職員が不足した中でどのように対応したのか。答弁としまして、南知多中学校において1日3時間勤務の学習生活支援員が不足しましたが、既存の支援員の勤務を調整しながら対応しました。

住民福祉課関係について。

質疑としまして、マイナンバーカードに氏名をローマ字表記する理由は。答弁としまして、令和6年度から国外転出者によるマイナンバーカードの海外利用の開始が予定されており、海外における身分証明書としての機能が想定されることから、氏名のローマ字表記をするものです。

健康子育て室関係について。

質疑としまして、施設型給付費委託料の公定価格単価は、児童1人当たりの金額が決まっているのか。答弁としまして、2歳児、3歳児、4歳児以上ごとに金額が異なりますが、児童1人当たりの金額が決まっています。

環境課関係について。

質疑としまして、合併処理浄化槽設置事業費補助金を減額補正しているが、合併処理浄化槽の普及を推進していくためにどのような周知をしてきたか。答弁としまして、町広報紙で3回、メールサービスで2回、合併処理浄化槽普及に関する周知を行いました。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（鈴木浩二君）

次に、榎戸総務建設委員長。

○総務建設委員長（榎戸陵友君）

ただいま上程されました議案第25号のうち、当委員会に付託されました所管事項の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、順次各課、室ごと、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（鈴木浩二君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

通告がございませんので、討論を終結いたします。

これより議案第25号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第26号 令和5年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（鈴木浩二君）

日程第19、議案第26号 令和5年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

本件に関し、文教厚生委員長の報告を求めます。

石垣文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（石垣菊蔵君）

ただいま上程されました議案第26号に対する審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、その他一般会計繰入金が減額されているが、なぜか。答弁としまして、福祉医療施策による国庫負担金の減額調整分を実績確定に伴い減額するものです。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（鈴木浩二君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

通告がございませんので、討論を終結いたします。

これより議案第26号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおりに決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第27号 令和5年度南知多町介護保険特別会計補正予算(第3号)

○議長(鈴木浩二君)

日程第20、議案第27号 令和5年度南知多町介護保険特別会計補正予算(第3号)の件を議題といたします。

本件に関し、文教厚生委員長の報告を求めます。

石垣文教厚生委員長。

○文教厚生委員長(石垣菊蔵君)

ただいま上程されました議案第27号に対する審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長(鈴木浩二君)

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

通告がございませんので、討論を終結いたします。

これより議案第27号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第28号 令和5年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（鈴木浩二君）

日程第21、議案第28号 令和5年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

本件に関し、総務建設委員長の報告を求めます。

榎戸総務建設委員長。

○総務建設委員長（榎戸陵友君）

ただいま上程されました議案第28号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（鈴木浩二君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

通告がございませんので、討論を終結いたします。

これより議案第28号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第22 議案第29号 令和5年度南知多町水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（鈴木浩二君）

日程第22、議案第29号 令和5年度南知多町水道事業会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

本件に関し、総務建設委員長の報告を求めます。

榎戸総務建設委員長。

○総務建設委員長（榎戸陵友君）

ただいま上程されました議案第29号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（鈴木浩二君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

通告がございませんので、討論を終結いたします。

これより議案第29号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第23 議案第30号 令和6年度南知多町一般会計予算

○議長（鈴木浩二君）

日程第23、議案第30号 令和6年度南知多町一般会計予算の件を議題といたします。

本件に関し、各委員長の報告を求めます。

石垣文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（石垣菊蔵君）

ただいま上程されました議案第30号のうち、当委員会に付託されました所管事項の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、順次各課、室ごと、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

学校給食センター関係について。

質疑としまして、調理員は正職員と会計年度任用職員でそれぞれ何人か。答弁としまして、正職員が5人、会計年度任用職員が12人です。

次の質疑としまして、賄い材料費が不足した場合、補正予算で対応するのか。答弁としまして、賄い材料費等高騰のため町負担分を上乗せし計上しておりますが、それでも不足した場合は補正予算で対応します。

社会教育課関係について。

質疑としまして、くん蒸業務委託料の33万円については、何をどのように行うのか。答弁としまして、山海ふれあい会館に収蔵してある資料をガス剤でくん蒸するものです。

次の質疑としまして、文化財保存事業補助金37万5,000円について、何%の補助があるのか。また、ほかに申請があった場合に予備費はあるのか。答弁としまして、国から85%の補助があり、残り15%の自己負担のうち25%を町から補助するものです。現在、国に補助金要請を行っていますが、補助金に執行残が出れば追加募集の可能性はあります。

学校教育関係について。

質疑としまして、部活動指導補助協力者謝礼について、平日か休日か、いつ行うものか、また積算根拠は。答弁としまして、原則平日の活動となります。積算根拠については、時間単位1,069円掛ける2時間掛ける5人掛ける105日となります。

次の質疑としまして、小・中学校のＡＥＤの購入については、現在あるＡＥＤに追加するものか。答弁としまして、保有しているＡＥＤが保守期間満了となるため、更新での購入となります。

住民福祉課関係について。

質疑としまして、戸籍情報システム改修業務委託の内容は何か。答弁としまして、国の方針により、令和７年度末までに全国の自治体が業務利用するシステムの標準化が行われるため、その事前作業として新システムに移行する戸籍データ等の整理・修正を行うものです。

次の質疑としまして、軽度・中等度難聴児支援事業は何人分を見込んでいるのか。また、実績はあるのか。答弁としまして、２人分を見込み、過去の実績はございません。

保険年金室関係について。

質疑としまして、子ども医療費等が不足した場合はどのように対応するのか。答弁としまして、補正予算での対応を考えています。

次の質疑としまして、妊産婦医療費助成金の積算根拠は何か。答弁としまして、自己負担額３万円で５０人を予定しています。

健康介護課関係について。

質疑としまして、訪問介護業務従事者確保等補助金は、いつ、幾つの事業所に何人補助するのか。答弁としまして、介護職員が初任者研修を受ける事業者に対して、３名分の研修受講費を補助する予定です。

次の質疑としまして、老人クラブ補助金は幾つの団体へ何人分補助しているのか。答弁としまして、４３クラブ、４,２００人分を予定しています。

健康子育て室関係について。

質疑としまして、子ども家庭センターの心理対応相談員は確保できているのか。答弁としまして、現在、子ども発達相談などの事業に御協力をいただいている外部の心理対応相談員の方をお願いをする予定です。

環境課関係について。

質疑としまして、日間賀島エコステーションの設置後、新聞雑誌の回収についてはどのように実施するのか。答弁としまして、現在、島内の段ボール回収を委託している事業者が段ボールを回収する際、一緒に新聞・雑誌についても回収を行う予定としています。

次の質疑としまして、合併処理浄化槽設置事業補助金の予算が不足する場合の対応はどうするのか。答弁としまして、補正予算で対応することを考えています。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（鈴木浩二君）

次に、榎戸総務建設委員長。

○総務建設委員長（榎戸陵友君）

ただいま上程されました議案第30号のうち、当委員会に付託されました所管事項の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、順次各課、室ごと、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

建設課関係について。

質疑としまして、公開型GIS閲覧システム構築業務委託料は単年度で完了する事業か、次年度以降に必要な経費はあるか。答弁としまして、現在、町で保有する地図データをインターネット上に公開するためのシステム構築業務で、令和6年度中に完了し、次年度以降はクラウドサーバー利用料が必要となります。

次の質疑としまして、耐震診断業務委託料や耐震改修費等補助金でそれぞれ見込んだ件数は何件か。答弁としまして、耐震診断10件、耐震改修1件、除却5件、ブロック塀撤去3件です。

産業振興課関係について。

質疑としまして、地域応援クーポン券発行事業におけるクーポン配付対象及び使用できる店舗はどのようにする計画なのか。答弁としまして、配付対象は南知多町在住の全町民で、3,000円のクーポンを配付する予定です。また、使用できる店舗は、取扱申請のある町内事業者で、小規模店舗券と共通券と分けてクーポン券を発行することにより、小規模事業者での利用促進を図ります。

次の質疑としまして、農山漁村発イノベーション整備事業補助金と農山漁村発イノベーション推進事業補助金の具体的内容は何か。答弁としまして、農山漁村発イノベーション整備事業は、農林水産物加工販売等の施設整備等に対する支援事業で、農産物の集出荷施設、加工場が計画されています。農山漁村発イノベーション推進事業は、地域資

源を活用した商品開発などを行う事業で、海産物を利用した商品開発が計画されています。

税務課関係について。

質疑としまして、森林環境税創設対応システム改修業務委託料が計上されているが、森林環境税とはどのようなものか。答弁としまして、市町村及び都道府県が実施する森林の整備及びその促進に関する施策の財源に充てるための国税です。税率は年額1,000円で、市町村が個人の住民税と併せて賦課徴収を行います。

総務課関係について。

質疑としまして、被災地への職員派遣に関係する予算が計上されていないが、どのように対応するのか。答弁としまして、令和6年度の被災地への派遣予定は現時点では不明のため、当初予算には計上はしていません。関係経費が必要になった場合は、補正予算は予備費充用により予算措置し対応します。

防災危機管理室関係について。

質疑としまして、県樋門捜査費189万2,000円の歳入は、県管理樋門何基分の委託金なのか。答弁としまして、内海川水門をはじめ11基の樋門に対する県委託金です。

次の質疑としまして、町公民館内海分館が令和6年度に機能の廃止をするなら、第1分団詰所の建設は令和6年度中に行うべきではないのか。答弁としまして、町公民館内海分館の機能を廃止しても、第1分団詰所の機能を廃止するものではありません。なお、町公民館内海分館を売却する場合には詰所も一緒に売却することとなりますが、令和6年度で機能を廃止した後すぐに施設の売却をするわけではないことから、令和7年度中の建設を予定しています。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（鈴木浩二君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより議案第30号の討論に入ります。

本件に対する反対討論の発言を許します。

6 番、内田保議員。

○ 6 番（内田 保君）

それでは、議案第30号 令和6年度南知多町一般会計予算への反対討論をいたします。

一般会計予算の教育予算において、スクールバス、スクールボート等、子どもたちの学校生活を支える予算や障害者への支援補助金、そして子ども家庭センターへの設置等、積極的な予算があり、それは評価するものであります。しかし、次の5点で一般会計予算は不十分な支出計画であり、根本的に反対するものであります。

まず第1点として、リニア新幹線期成同盟会への出資金がまだまだ続いております。僅かではありますが、南知多町が賛同をしていくことは、国家的な無駄遣いと自然破壊の仲間になることであり、認められません。南知多町はリニア新幹線促進期成同盟会に毎年3,000円支出しておりますが、リニア工事は未解決な問題を後回しにさせての巨額な国費・県負担を生んでおり採算は赤字とも報道されております。静岡県等の地元の住民の反対の声も上がっております。

2013年9月、JR東海社長が記者会見の席でリニアは絶対ペイしないと発言し、さらに国交省も市民団体との交渉の席でもリニアはペイしないと発言しております。さらに、いろいろな部分を見ても、リニアはどこまで行っても赤字ですと、そういうふうな公言も明らかになっております。経済性、採算性、地震大国の中、難工事の活断層の工事、大量の残土をどうするか、地下水の処理、そして大井川の水がれの懸念、原発1基分とされる電力消費量、電磁波の問題、岐阜ウラン鉱床の削減問題が解決されないまま、そのままにされております。

また、第2の問題点としては、国保会計への一般財源からの法定外繰入れをもっと増やすべきという問題です。国保会計は県統一の制度といっても、完全な統一はまだまだ先の話です。令和4年度決算でも、世帯調定額約26万円、1人当たりの調定額約13万円台という県下一高い標準保険料率が県から示されております。地区別の滞納者数の総計も243人となっております。南知多町民が払える国保税とするためには、本来は全国知事会も要請している1兆円規模の国や県からの責任を持った費用が必要です。それが不十分な中、現在、南知多町独自の一般財源からの思い切った法定外繰入れはどうしても必要な施策です。

現在も、町長の勇気ある姿勢と決断で3,500万円程度の繰入れを続けておりますが、まだまだ不十分と言わなければなりません。とりわけ低所得者で子どもが多い世帯には、

均等割・平等割は大変厳しい税額です。赤ちゃんや小さな子どもまで税金を取るというサラリーマン協会、健保にはない制度があることは問題です。一般会計からもっと国保会計へ投入して、赤ちゃんからも1人約2万5,000円程度の均等割を取るという税金の仕組みを減額していくことが必要ではないでしょうか。そのためには、一般会計からの国保会計の増額はどうしても必要です。町民が払える国保税にするため、徴収方法の見直しと同時に、財政調整基金等をうまく利用し、図っていただきたいと思います。

そして第3の問題は、知多地方の滞納整理機構への負担金の支出は認められないという問題でございます。この機構は、現在、南知多町から50万円の負担金の予算であります。昔は30万円でした。令和4年度は35万円になったこともありました。今回、この50万円の支出根拠を税務課で尋ね、その根拠書類の提出を求めたところ、令和4年度決算、令和5年度予算は提出されましたが、令和6年の滞納整理機構の計画書は示されませんでした。50万円は妥当なのでしょうか。35万円でもできるのではないですか。滞納整理機構側の言い分を優先し、令和5年度予算から推察させるだけで、令和6年度の予算の根拠が示されないのは問題です。まず、透明性のないこの負担金50万円は信用できかねます。

以前に私はある滞納者に同行し、滞納整理機構徴収業務者の対応の強引さを実感しております。高額滞納者に対して成果が上がる徴収技術の向上などとしておりますが、しかし、その徴収方法は、差押えを前提に強権的な手法が取られるのが前提です。私は滞納自体を擁護して発言しているわけではありませんが、しかし、この滞納に至る理由は様々であります。払いたくても払えない方がおります。機構の対応は、行政の役割から切り離され、分納を示しても、まずは差押えを示すと。こういう非日常的な行政姿勢そのものです。これでは、町民と行政との信頼関係が近くなるわけがありません。南知多町は滞納整理機構から脱退し、整理機構は解散し、滞納整理の窓口を住民に寄り添った心ある対応の町役場一本にするべきです。支出は認められません。

そして、第4の問題として、島の方へ寄り添う予算にはなっていないのではないかという問題です。これは毎回言っておりますが、通院、通学、買物等の離島交通費助成は、町当局の努力で確かに現在少しずつ増えてきました。その努力は認めるものであります。師崎航路の中学生は無料となりました。しかし、河和航路も含めて大人20枚、子ども18枚では、まだまだ少な過ぎます。

島の方のどなたからもまず聞かれる話は、一番の願いとしては離島交通費の増額です。

もっと島の方の足の確保に寄り添う予算にすべきと考えます。愛知県の補助がないならば、基金等の町の独自の持ち出し金を増額して、また対応すべきであるとそうように考えます。

そして第5の問題ですが、町民の理解が得られない議員報酬、特別職の給与引上げを予定する予算は認められません。さきの18条、19条例の改正の反対討論のとおり、引上げに納得できるよう、報酬審議会以外にも町民の方々への透明性ある説明とその場を用意すべきです。そこで南知多町として、無投票問題、女性議員の問題、町長の役割など総合的な町民と町との二元代表制の今の問題について、報酬と合わせて意見交換をすべきであります。報酬審議会も、公募委員の募集も考えるべきであります。審議回数も5回程度が必要ではないでしょうか。

以上をもって反対討論といたします。各議員の賛同をお願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

次に、賛成討論に入ります。

山本優作議員から賛成討論の通告があります。

本件に対する賛成討論の発言を許します。

2番、山本優作議員。

○2番（山本優作君）

それでは、議長のお許しを得ましたので、議案第30号について賛成の立場から討論させていただきます。

令和6年度予算の編成については、第7次総合計画の将来イメージ「絆・選ばれる理由があるまち」を目指すため、町長をはじめとした全職員が一丸となり、重点施策政策を効果的・効率的に展開していくことを基本に、次の3つの方針に基づき予算編成に取り組んだものであります。

1つ目は、人口減少による税収の減少などの要因により、厳しい財政状況が続いている中、住民サービスの水準の維持に配慮し、住民の理解と協力を得ながら、持続可能な行財政運営を実現するため、慣例にとらわれることなく、真に必要な施策に予算が重点配分されるべく、一層の効率化を図ること。

2つ目は、喫緊の課題である老朽化した公共施設等の更新について、財政負担も大きく、町のみで対応するには厳しい課題も多く存在するため、今後の維持管理等に係る経費を考慮し、人口減少、少子高齢化に対応した公共施設の在り方を大幅に見直すとともに

に、官業を民間に開放し、民間のノウハウや資金を活用するなど柔軟に対応すること。

3つ目は、歳出の抑制に向け、知恵と工夫を凝らし、常に最少の経費で最大の効果を上げるよう努め、課題を克服するため、住民の理解と協力を得ながら、住民サービスの低下につながるような重要な補助金の見直しは人件費の削減にも踏み込まざるを得ない危機感を共有し、職員一人一人がコスト意識を持って取り組むこと。

この3つの方針に基づき予算編成に取り組んだことは、大変評価できるものであります。人口減少、少子高齢化の状況の中、また公共施設の需要の変化、老朽化に伴う更新が必要となっており、将来を見据え、公共施設再配置計画を推進し、持続可能な財政構造の構築を推進する内容となっています。

令和6年度は、公共施設の整備に対する新たな挑戦として、PFI事業で師崎港観光センター整備事業が開始されます。民間のアイデアやノウハウを積極的に活用して、効率的な施設の整備と維持管理運営を行い、新たな観光拠点として官民連携でにぎわいを創出するなど、慣例にとらわれず、職員みんなで知恵を出し合い、検討・査定を重ねた結果、住民サービスは低下させず、「絆・選ばれる理由があるまち」を目指すために真に必要な事業に重点的に予算配分ができたものと高く評価しています。

最後に、同僚議員の御賛同を心よりお願いいたしまして、賛成討論といたします。どうぞよろしくお願いします。

○議長（鈴木浩二君）

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第30号の件を採決します。採決は電子採決により行います。採決システムを起動します。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをお押し願います。

表決漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

表決漏れなしと認め、確定いたします。

賛成9人、反対1人、賛成多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木浩二君）

日程第24、議案第31号 令和6年度南知多町国民健康保険特別会計予算の件を議題といたします。

本件に関し、文教厚生委員長の報告を求めます。

石垣文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（石垣菊蔵君）

ただいま上程されました議案第31号に対する審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、人間ドック委託料、脳ドック委託料は、それぞれ何人分を計上しているか。答弁としまして、人間ドックは230人分、脳ドックは200人分を計上しています。

慎重審査の上、採決の結果、挙手多数であったため、委員長の採決により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（鈴木浩二君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより議案第31号の討論に入ります。

本件に対する反対討論の発言を許します。

6番、内田保議員。

○6番（内田 保君）

それでは、議案第31号 令和6年度南知多町国民健康保険特別会計予算に対して、反対の立場から討論を行います。

1点目は、後期高齢者分上限引上げ条例を前提とした国民健康保険特別会計予算であり、認められません。

2点目は、町当局と議会との二代表制の基本である民主的制度の問題であります。このような今不正常を押しつける予算は町長によって撤回されるものでありまして、何

度も反対いたします。それは今まで私が指摘した問題である国民健康保険運営協議会に議員が参加し、報酬を受けていることが続いている議案である。そのために報酬等の支出を予算化していて、これは問題です。議員選出の委員にも報酬の支出がされるとしておりますが、これは適正でありましょうか。議員は既に議員職として報酬を受け取っており、さらに審議会の数時間のための6,300円の報酬を受け取ることは税金の二重取りと町民の批判を免れないものであります。

この問題は、そのほかの審議会や協議会の本来の役割を再度見直し、条例の改正や運用の在り方を見据えて、今後抜本的に見直していく必要があります。国保運営協議会では、公益を代表とする者として議員に委嘱されております。議会としてチェック機能を果たすべき議員に、既にあらかじめ保険料や税金を談合させるような組織でいいのでしょうか。

知多半島では、直近の武豊町、美浜町でも全く法的な縛りのある都市計画審議会の委員の2人程度の議員代表が入っておりますが、納付等を縛り合う国保・介護の審議会には議員代表は入っておりません。当然、知多半島全体でもそうであります。報酬の予算もありません。知多半島では南知多町のみ遅れたこのような予算は、任命権者である町長の勇気ある責任と判断さえあれば、何とでもなる問題であります。早期に改善すべきです。問題が続く国民健康保険特別会計予算は、認められません。

○議長（鈴木浩二君）

次に、賛成討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第31号の件を採決します。採決は電子採決により行います。採決システムを起動します。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをお押し願います。

表決漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

表決漏れなしと認め、確定いたします。

賛成9人、反対1人、賛成多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第25 議案第32号 令和6年度南知多町後期高齢者医療特別会計予算

○議長（鈴木浩二君）

日程第25、議案第32号 令和6年度南知多町後期高齢者医療特別会計予算の件を議題といたします。

本件に関し、文教厚生委員長の報告を求めます。

石垣文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（石垣菊蔵君）

ただいま上程されました議案第32号に対する審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、保険料は1人当たり幾らになるか。答弁としまして、1人当たりの保険料は7万円で、8,800円の増となります。

慎重審査の上、採決の結果、挙手多数であったため、委員長の採決により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（鈴木浩二君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより議案第32号の討論に入ります。

本件に対する反対討論の発言を許します。

6番、内田保議員。

○6番（内田 保君）

それでは、議案第32号 後期高齢者医療特別会計予算に反対の立場から討論いたします。

後期高齢者医療保険制度は、根本的な矛盾を国民に押しつけております。2023年度に法律が改正され、保険料の段階的引上げが決定しています。既に75歳以上は自己負担割

合の原則 2 割負担、現役並みは 3 割が強制されております。2025年度までに、保険料の引上げも決定しております。2024年は年収211万円を超える方、2025年度は年収153万円を超える方が対象としており、75歳以上の方の約 4 割が対象になるとしています。この法改正で、保険料の上限は2025年度には現行66万円の上限額が、14万円高い80万円に上限額が引き上げられます。66万円から2024年度は73万円、2025年度に80万円引き上げる計画は、高齢者に医療にかかりにくくする原因ともなるもので、改悪は許されません。

また、この引上げを出産育児一時金に利用しようとする岸田政権のこども子育て政策を高齢者に押しつけるものでもあります。アメリカからオスプレイ 1 機を買うのをやめれば済む話を国民の中で無理な負担の押しつけ合いを計画するものです。出産育児一時金は、4 月からこれまで42万円から50万円に増額しました。一時金の財源は年に約 3,000億円程度です。2024年度から後期高齢者の財源である一部を高齢者に負担を押しつけようとするものであります。このような予算は賛成できません。

○議長（鈴木浩二君）

次に、賛成討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第32号の件を採決します。採決は電子採決により行います。採決システムを起動します。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをお押し願います。

表決漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

表決漏れなしと認め、確定いたします。

賛成 9 人、反対 1 人、賛成多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第26 議案第33号 令和 6 年度南知多町介護保険特別会計予算

○議長（鈴木浩二君）

日程第26、議案第33号 令和 6 年度南知多町介護保険特別会計予算の件を議題といたします。

本件に関し、文教厚生委員長の報告を求めます。

石垣文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（石垣菊蔵君）

ただいま上程されました議案第33号に対する審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、一般介護予防事業費が前年度比99万5,000円の減額となっているが、なぜか。答弁としまして、地域リハビリテーション活動支援事業費など保険年金室所管の後期高齢者一体的実施事業費へ移行したものです。

次の質疑としまして、介護保険運営協議会委員に議員を入れるのか。答弁としまして、介護保険運営協議会規則第3条に基づき、2名の議員が委員となります。

慎重審査の上、採決の結果、挙手多数であったため、委員長の採決により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（鈴木浩二君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより議案第33号の討論に入ります。

本件に対する反対討論の発言を許します。

6番、内田保議員。

○6番（内田 保君）

それでは、令和6年度介護保険特別会計予算に反対討論をいたします。

介護保険特別会計予算には、国保会計と同じく介護保険運営協議会の委員として、議員が参加し、報酬を受け取る予算となっております。介護保険料の検討、談合が行われております。

また、税金を二重取りさせる予算はやめるべきです。行政が広く町民の声をこそ拾い上げる努力が必要です。そのためには、広く公募制の委員を設置し、本年度の審議会で

も発言があったように、専門家の方の委員委嘱をもっと進めるべきです。

知多半島では、南知多町以外に議員が審議会委員に入るなれ合い民主主義の町はありません。もっと町長は敏感になっていただきたいと考えます。南知多町の民主主義を前進させるために、規則改正も含めて、この問題が残る介護保険特別会計予算は反対いたします。

○議長（鈴木浩二君）

次に、賛成討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第33号の件を採決します。採決は電子採決により行います。採決システムを起動します。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをお押し願います。

表決漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

表決漏れなしと認め、確定いたします。

賛成9人、反対1人、賛成多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第27 議案第34号 令和6年度南知多町水道事業会計予算

○議長（鈴木浩二君）

日程第27、議案第34号 令和6年度南知多町水道事業会計予算の件を議題といたします。

本件に関し、総務建設委員長の報告を求めます。

榎戸総務建設委員長。

○総務建設委員長（榎戸陵友君）

ただいま上程されました議案第34号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、予定貸借対照表にある未収金とは何か。答弁としまして、予定貸借対照表は一定の期日における財務状況を示すもので、3月31日現在の指標を示すものです。このため、4月以降に入金される補助金等を未収金で計上したものです。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（鈴木浩二君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

通告がございませんので、討論を終結いたします。

これより議案第34号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第28 議案第35号 令和6年度南知多町漁業集落排水事業会計予算

○議長（鈴木浩二君）

日程第28、議案第35号 令和6年度南知多町漁業集落排水事業会計予算の件を議題といたします。

本件に関し、総務建設委員長の報告を求めます。

榎戸総務建設委員長。

○総務建設委員長（榎戸陵友君）

ただいま上程されました議案第35号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（鈴木浩二君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

通告がございませんので、討論を終結いたします。

これより議案第35号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第29 請願第1号 「「マイナ保険証」の不安が除かれるまで、紙の健康保険証の存続を求める意見書」の採択を求める請願

○議長（鈴木浩二君）

日程第29、請願第1号 「「マイナ保険証」の不安が除かれるまで、紙の健康保険証の存続を求める意見書」の採択を求める請願の件を議題といたします。

本件に関し、文教厚生委員長の報告を求めます。

石垣文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（石垣菊蔵君）

ただいま上程されました請願第1号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

請願に対し、各委員に意見を求めました。

意見としまして、マイナカードそのものは任意であるのに、全国民の所持が立ってつけとなっている。いろいろなところでマイナ保険証についてトラブルが起こっており、不安の残るマイナ保険証を強制するのではなく、現在の紙の保険証も残していくべきであるとの意見でした。

慎重審査の上、採決の結果、賛成少数により本請願を不採択すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（鈴木浩二君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

本件に対する賛成討論の発言を許します。

6 番、内田保議員。

○6 番（内田 保君）

この本会議において、「「マイナ保険証」の不安が取り除かれるまで、紙の健康保険証の存続を求める意見書」の採択を求める請願について、賛成の立場から賛成討論をしたいと思います。

まず、マイナカードは任意です。もともと強制できるものではありません。しかし、政府は昨年、無理やり2024年12月2日と勝手に紙の保険証を廃止するとして、国民に混乱をもたらしております。医療現場のトラブルも続いており、問題が解決していません。

政府は、昨年11月末日までの総点検をもって国民の不安を払拭したと、措置を取ったとしておりますが、医療現場では、総点検後、トラブルも続いております。全国保険医団体連合会が行っている10月以降のマイナ保険証トラブル調査の中間報告、回答数は約6,032件です。10月1日以降に資格情報の無効、名前・住所の間違い、負担割合の相違など、マイナトラブルがあったと回答した医療機関は約4割に及んでおります。一旦、医療機関の窓口で10割負担となったケースは、500件を超えています。マイナ保険証では、国民の医療への確実なアクセス保障にはなり得ないことが改めて鮮明となっております。

国民のマイナ保険証に対する不安・不信があり、政府の総点検では、この不安・不信が全く払拭できておりません。また、払拭することも不可能です。このような状況で、現行の紙の健康保険証の廃止を強行することは言語道断です。

国民はマイナ保険証への不安で利用せず、岸田首相は国民の不安払拭を強調してきましたが、トラブルへの対応は備忘策ばかりで、問題の全容解明、再発防止は放置してき

ました。その結果、国民の不安は払拭されず、医療現場のマイナ保険証利用率は５％以下が続いております。ずっと減ってきております。

最近、この地域でも調べてみました。厚生病院でも約１．４％の利用率だそうです。渡辺病院も１％だそうです。不安払拭というのであれば、国民が信頼を寄せ、長年安定的に運用されてきた国民健康保険証を存続させる決断こそ求められます。国民の受療権の保障をする健康保険証は、存続を、病気やけがのときに全ての国民に安心して医療が受けられるようにするためには、全ての国民に遅滞なく健康保険証を発行し、交付することが必要で不可欠です。

現行の紙の健康保険証を廃止し、マイナ保険証に一本化してしまえば、申請漏れや遅れ、行政の手続上のタイムラグ、医療現場でのマイナトラブルなど、様々な要因によって無保険扱いの状態をつくり出してしまうことは避けられません。国民の受療権を保障するため、改めて現行の健康保険証の存続を強く求めるものです。安心できるデジタル化マイナ保険証になるまで、紙の保険証を使うことは当たり前ではないでしょうか。資格証発行などに余分なお金を使うことは必要ありません。

日本中で今使っているマイナ保険証は、利用率は４％台しかありません。昨年の６月からずっと下がり続けております。当たり前の請願だと考えます。よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

次に、反対討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって討論を終了します。

これより請願第１号の件を採決します。採決は電子採決により行います。採決システムを起動します。

本件に対する委員長の報告は、不採択であります。本件を採択することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをお押し願います。

表決漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

表決漏れなしと認め、確定いたします。

賛成３人、反対７人……。

（発言する者あり）

では、訂正してもう一回やり直します。

よろしいですか、訂正してやり直しても。

（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、もう一度説明いたします。

本件に対する委員長の報告は、不採択であります。本件を採択することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをお押し願います。

表決漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

表決漏れなしと認め、確定いたします。

賛成２人、反対８人、賛成少数であります。よって、本請願は不採択とすることに決定しました。

日程第30 発議第１号 南知多町議会委員会に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（鈴木浩二君）

日程第30、発議第１号 南知多町議会委員会に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

５番、小嶋完作議員。

○５番（小嶋完作君）

それでは、発議第１号 南知多町議会委員会に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

データの13ページの提案理由の説明を御覧ください。

１の改正の理由であります。

柔軟かつ機動的で主体性のあるまちの組織運営を実現するため、町行政機構を改革し、グループ制を導入することに伴い、南知多町部設置条例の一部改正が行われたことから、南知多町議会委員会に関する条例の一部を改正する必要があるからであります。

２の改正の主な内容は、総務部成長戦略室が令和６年４月１日以降、町長直近下位の組織として置かれることから、第３条の表の総務建設委員会の項中「会計課、議会事務局及び」を削り、「建設経済部」の次に「、成長戦略室、会計課及び議会事務局」に改

めるもので、第3条関係であります。

3の施行期日は、令和6年4月1日であります。

提出者は、石垣菊蔵議員、榎戸陵友議員、そして私、小嶋完作。賛成者は、石黒充明議員、吉原一治議員、藤井満久議員、服部光男議員、内田保議員、片山陽市議員、山本優作議員、森宏子議員であります。

提案理由の説明の次のページに新旧対照表をつけていますので、後ほど御覧ください。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（鈴木浩二君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。本件については、質疑、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

これより発議第1号の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第31 閉会中の継続審査（調査）について

○議長（鈴木浩二君）

日程第31、閉会中の継続審査（調査）についての件を議題といたします。

各常任委員長、各特別委員長、議会運営委員長から、所管事項について閉会中の継続審査（調査）の申出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査（調査）とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査（調査）とすることに決定いたしました。

○議長（鈴木浩二君）

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これにて令和6年第2回南知多町議会定例会を閉会いたします。どうも御苦労さまでした。

〔 閉会 11時50分 〕

上記会議の経過は、議会事務局長の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

議 長 鈴 木 浩 二

署 名 議 員 山 本 優 作

署 名 議 員 片 山 陽 市